

2022年4月1日から

「小児慢性特定疾病指定医の指定申請先」を一元化します

(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の一部改正)

2022年4月1日から、小児慢性特定疾病の指定医の申請先が一元化され、
申請先は、主として診断を行う医療機関のある自治体1か所だけになります。

A県(主たる勤務地のみ)



申請・指定



申請・指定不要

B県



勤務

勤務

児童福祉法施行規則の改正条文

第7条の11 (略)・・・指定医の指定の申請をしようとする医師は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、第3号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

・・・(略)・・・

第3号 主として診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

2022年4月1日以降の申請方法

申請の種類

申請方法(詳細は自治体にお問い合わせください)

新規	主たる勤務地(小児慢性特定疾病の診断を行う主な医療機関の所在地)の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長または児童相談所設置市の長(以下、「都道府県知事等」)に申請を行ってください。
変更	これまで複数の自治体に届け出ていた医師は、主たる勤務地の都道府県知事等が発行している指定通知書の内容と連絡先(住所と電話番号)に変更がある場合、その都道府県知事等に変更申請を行ってください。主たる勤務地以外での変更手続きは不要です。
更新	これまで複数の自治体に届け出ていた医師は、主たる勤務地の都道府県知事等が発行している指定通知書を更新する場合だけ、その都道府県知事等に、更新申請を行ってください。主たる勤務地以外での更新手続きは不要です。

(※) なお、2022年3月末までに発行された「主たる勤務地以外の指定通知書」については、指定有効期間内は有効であり、本改正に伴う辞退届の提出は必要ありません。

詳しい情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください



- ・お住まいの都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市ごとの担当窓口
- ・都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引き などが掲載されています。

小児慢性

検索

<http://www.shouman.jp/>